

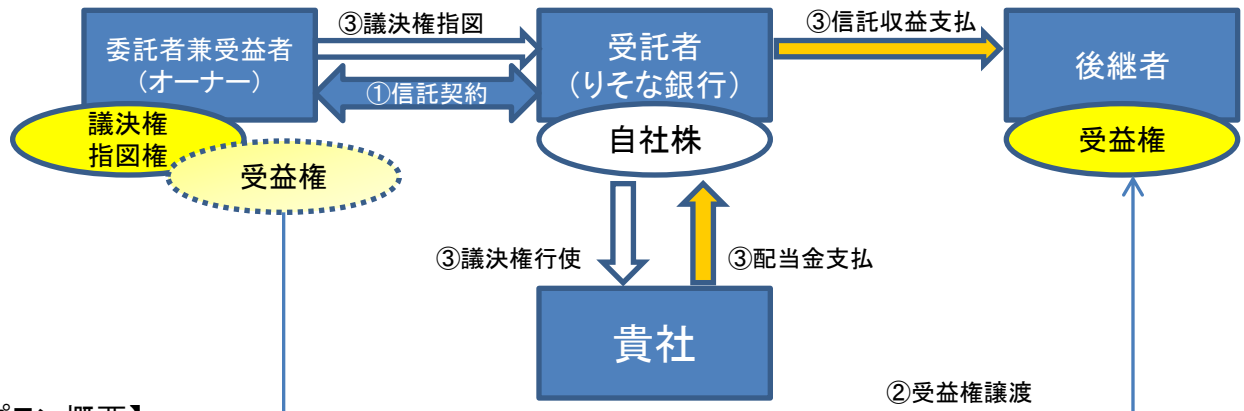
事業承継をお考えの皆さまへ

## 事業承継対策のご案内

～事業承継に関して信託の活用をご検討される皆さまへ～

多様化するお取引先の事業承継ニーズに対し、平成27年6月にりそな銀行と提携し、「自社株承継信託」の媒介業務を開始しています。

### ■ 仕組み(例)



### 【プラン概要】

◆オーナーが引続き自社の経営権を確保しながら、後継者へ保有する財産(自社株)の譲渡を行う信託契約を締結する管理有価証券信託です。

- ①オーナーの保有する自社株を対象として、オーナーは「議決権指図権」および「それ以外の株式の実質的権利(受益権)」を有する信託契約を締結します。
- ②「議決権指図権」以外の株式の権利を後継者に譲渡します。
- ③信託期間中は、オーナーは議決権指図権を確保しながら、後継者は議決権指図権以外の株式の実質的権利を享受することができます。
- ④信託契約終了時には、自社株式が後継者へ交付され、経営権譲渡が完了します。

※スキームは一例です。お客様のご要望に合わせて組成できます。

### ■ ポイント

**事業承継に取り組む必要性を感じつつも、会社の意思決定権(議決権指図権)は引き続き持ち続ける必要があります、事業承継の進め方に悩まれているような場合、信託のスキームを活用することで、意向に沿った対策が可能となります。**

### ■ 商工中金のサポート

商工中金ではお客様の株価対策のお悩みについて、実績のある専門家と連携し以下のサービスを提供しております。お気軽にお問い合わせください。

- ①事業承継全般に係る情報提供、簡易株価算定(無料)
- ②事業承継対策を専門とする会計士・税理士等のご紹介(有料)